

東自貨第155号
令和6年7月29日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

一般貨物自動車運送事業者等による受付日時等の掲示等の方法に関する
取扱いについて

標記について、令和6年7月23日付け事務連絡により、物流・自動車局貨物流通
事業課長から別添のとおり事務連絡があったので、了知されるとともに、別紙の内容
について関係者への周知及びその円滑な実施に遺漏のないようにされたい。

【ウェブサイト上での掲載事項】 ※1

	常時使用する従業員の数	
	20人超	20人以下
運賃及び料金、運送約款等 ※2	必須	推奨

上記のほか、適用している約款により以下を推奨

標準貨物自動車運送約款 (平成2年運輸省告示第575号)	受付日時、保険料率 その他運送保険に関する事項
標準宅配便運送約款 (平成2年運輸省告示第576号)	受付日時
標準引越運送約款 (平成2年運輸省告示第577号)	受付日時
標準貨物軽自動車運送約款 (平成15年国土交通省告示第171号)	受付日時、保険料率 その他運送保険に関する事項
標準貨物軽自動車引越運送約款 (平成15年国土交通省告示第172号)	受付日時
標準霊きゅう運送約款 (平成18年国土交通省告示第1047号)	受付日時
標準貨物自動車特定信書便運送約款 (平成27年国土交通省告示第1163号)	役務の名称及び内容、受付日時、 大きさ及び重量の制限、提供区域
標準貨物軽自動車特定信書便運送約款 (平成28年国土交通省告示第247号)	受付日時、大きさ及び重量の制限、 提供区域

※1：自社でウェブサイトを保有している場合に限る。

※2：貨物自動車運送事業法施行規則第12条（掲示・公衆の閲覧（ウェブサイトへの掲載）に供しなければならない事項）

- ①運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）
- ②運送約款
- ③運行系統
- ④法第七条第四項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可に付された事業の範囲の限定
- ⑤業務の範囲（法第五十九条第一項の規定により付された条件によって業務の範囲が限定されている場合に限る。）